

株式会社新晃 行動計画

I. 次世代育成支援対策推進法に基づき、地域に貢献する企業となるため次の通り行動計画を策定する

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成31年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標①：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成28年 4月～ 男性も育児休業を取得できる事を周知する為、管理職対象の研修の実施
- 平成28年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標②：平成28年4月から、所定外労働を削減するために、労働時間等設定改善委員会を3ヶ月に一度開催する。

<対策>

- 平成28年 4月～ 労働時間等設定改善委員会の開催（年4回）
議事内容の社内周知を併せて行う（都度）

II. 女性活躍推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため次の通り行動計画を策定する

3. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成31年 3月 31日までの 3年間

4. 内容

目標③：期間内に、非正社員から正社員への職掌転換を次の通り達成する
男性非正社員：10名以上
女性非正社員：3名以上

<対策>

- 平成28年 4月～ 一定以上の勤続年数をクリアする対象の非正社員に対して、人事部門の面談・試験を行い、合格した者に対して正社員登用を実施する

5. 内容

目標④：正社員について、職務範囲の拡大や業務の明確化のために、職掌の見直しを行い、賃金テーブルの上限の引き上げを行う。

<対策>

- 平成28年 4月～ 各職掌について、職務範囲や業務を明確にし新しい職掌の検討を行う
- 平成29年 4月～ 新しい職掌を設け、これまでの賃金テーブルの上限の引き上げを行う